明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件（総務二八五）　一
○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（消防庁一〇）　九
○消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件（同一一）　二四
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二三三）　二四
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産二一〇一～二一〇八）　三〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
企業年金基金変更、日本弁護士連合会懲戒の処分・公示送達関係　四四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四六
会社その他
会社決算公告

告示

○総務省告示第二百八十五号

消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第八十八号）の施行に伴い、並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十条第一項及び別表第三の規定に基づき、消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件（昭和五十年自治省告示第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月二日

総務大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美

件名中「個別検定」を「型式適合検定」に改める。

第一号を削る。

第一号の二中「個別検定」を「型式適合検定」に改め、同号(3)を削り、同号を第一号とする。

第二号の表中消防用ホースの項及び結合金具の項を削り、漏電火災警報器の項を次のように改める。

住宅用防災警報器	感知部を除く機能に影響のある部分の材質、構造又は形状 回路（火災発信回路を除く。） 接点又は接点に相当する部分の最大使用電圧又は最大使用電流 部品の機能、材質、構造又は形状 主機能に影響のある附属装置（除去する場合を除く。） 交換期限	一件につき五万五千五百円

第三号中(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とし、(5)を(3)とし、(6)を(4)とし、(7)を削り、(8)を(5)とする。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○消防庁告示第十号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二及び第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月二日

消防庁長官　大石　利雄